

## 『通六九証破比量文』の撰述年時について

浅 田 正 博

### 一

最澄と徳一との権実論争において現存する論争書のうちで著作年代の明確な書物は、『照権実鏡』『守護国界章』それに『法華秀句』の三著である。その他は徳一側の散佚資料も含めて全て推定にゆだねる他はない。その推定も『中辺義鏡』のように『守護章』に指摘がある著書ならば、ほぼ確定的な予測が可能であるが、『慧日羽足』や『義鏡要略』等に至っては、他著に佚文が引かれているだけで、いつ、いかなる内容をもつて著わされたのか全く見当すらつきかねない。このことは現存する著作にもあてはまることである。小論において考察対象とする最澄の『通六九証破比量文』一卷もいつ頃著述されたのか定かでない。塩入亮忠博士によつて徳一の『仏性抄』以前の作であると予測されながらもその理由等は述べられていない。そこで小論において、『法華秀句』と『通六九証破比量文』との交渉を通して種々検討を加え、その成立年時と、論争に果たした役割とを討究したいと考える。

結論を先にあげると、『通六九証破比量文』は、弘仁九年から遅くとも弘仁十年頃には成立した論争書であると判断を下した。しかも本書が出るに及んで徳一は直ちに『遮異見章』を草して反論の指標とするのである。しかし最澄はそれに屈せず、再度『法華秀句』を著述してこれに答えるという『守護章』以降における権実論争の中心的役割を果たした基盤として『通六九証破比量文』を見なおさねばならない、と思考するのが本論での主張である。

### 二

中国の慈恩大師窺基は『成唯識論掌中樞要』二巻において、五性各別説を主張するために「六証一量」「九証一量」を立てる。要するに、声聞・縁覚の二乗には機根に従つて声聞定性と縁覚定性との二定性があつて仏果に至ることができない機類の存することを論証するために、経論六文を引用して経証とするのである。これを六証一量と呼んでいる。次に仏種性を持たない一闡提に属する無性有情が存在するとい

う一量を立てるために、同じく九經論を引いてその証文としている。これが九証一量である。これらの六証と九証とによつて法相宗の五性各別説が成立する基盤ともなつてゐる。これに對し一切皆成を主張する天台一乘家において五性各別説を否定するには、これらの經証が解釈の誤りから来たものであることを明確に指示しなければならぬ。即ち六証と九証とを會通して、窺基の樹立した比量を破折してこそ三乘思想を打ちくずすことができるわけである。最澄の著わした『通六九証破比量文』こそは、実にかかる内容を持つもので、法相家の咽元に刃をつきつけた書物であるといえよう。

しかるにこの『通六九証破比量文』の前半部分に相当する「六証一量」の論難箇所が、弘仁十二年に著わされた『法華秀句』の巻上末にほぼ全文にわたつて転載されてゐるのである。しかもその引文にひきつづいて「短翻者」の説として、徳一の反論を記載し、さらにその説を批判する形で最澄の論難が展開されてゐるのである。要するに『法華秀句』の構成は、「窺基の枢要」↓「最澄の通六九証破比量文」↓「徳一の反論」↓「最澄の再度の反論」という四段構えの構成をもつてゐるといへよう。試みに第一証文に関する部分を抄出すると、

(短翻者。第一死法華心腑証文云。)

華嚴第四十世間品云。仏子菩薩摩訶薩。於兜率天臨命終時十

『通六九証破比量文』の撰述年時について(浅田)

種果現。……

若不覺者光明力故移置他方余世界中也。

(法華宗)通曰。此証非理。何以故。涅槃經時。被會通故。

涅槃經云。迦葉第五人者。永斷貪欲瞋恚癡。得辟支仏道。……

明知。入滅之後。經劫作仏。豈執權失実。

以上が( )の部分を除いては『通六九証破比量文』と全文にわたつて一致する箇所である。なお『法華宗通曰』以前の文は『枢要』の引文である。しかるに『法華秀句』ではつづいて

短翻者更會一通掌中放光文。華嚴雖云入於涅槃。而至

涅槃經會入滅之後經劫作仏者。此通非通。……

と記されている。短翻者とは飢食者と同様に徳一の蔑称である。ここでは徳一による『通六九証破比量文』への反論を掲げているが、最澄はこれを承けて再度反論をくりかえすのである。いわば『法華秀句』撰述の核心部分がここにあるのである。

法華宗霜雹邪苗云。短翻者引涅槃經不定文令違華嚴定性文。是則破汝決定執。令作不定文。……

全集本にて五頁にわたる定性不定性會通の主張である。これらを通覧することによつて、『枢要』の第一証に関する論争展開の全貌を把握することができる。

以上のように「六証一量」の七文に関して各文ごとに「枢

要」―「通六九証破比量文」―「徳一反論」―「最澄の再度の論難」という構成において『法華秀句』巻上末は終つてゐるのである。

## 三

『通六九証破比量文』の前半部分が『法華秀句』巻上末に余すところなく引用されていることに着眼したとき、次の二つの問題点が惹起される。第一点は『通六九証文』の撰述時期の問題であり、第二点は『通六九証文』を批判した徳一の

「反論書」の検出である。換言すれば『法華秀句』巻上末を最澄が著わす直接原因としての徳一側資料の探訪である。徳一の文献が現存しない今日においてその書名なりとも検出できないものかと検討してみた結果、『遮異見章』であろうとの推定がついたが、残念ながら紙数の都合上その論証は他日にゆずる他はない。よつて小稿では第一の問題点にしぼつて私見を述べることにしたい。

『通六九証文』の撰述時期に関する従来の定説は塩入亮忠博士が基調をなしていると考えられる。博士は『仏書解説大辞典』において弘仁十二年以前の著と述べるにとどまつてゐるが、同じく博士の著書『伝教大師』では徳一の『仏性抄』は『通六九証破比量文』に対する反論であろうと推定してゐる。しからば弘仁八年撰述の『照権実鏡』が『仏性抄』への反論書である点からして、弘仁六・七年の著述と考えられる

わけである。これを承けて浅井円道博士は弘仁六年頃の撰述との判断を下している。以上のように本書は三一権実論争の最も初期に属する作品であると考えられるのが従来の定説であるといえる。しかるにかなり早いテンポで進められたこの論争において、初期の著作（通六九証文）の反論（遮異見章？）に対する最澄の再度の論難書（法華秀句）が、最も後期の著述であると考えることは首肯できないところである。よつて従来の定説に一考を要すると云わねばならない。

私は『通六九証文』の撰述時期を決定するポイントは、三カ所にわたつて引かれる「別章」にあると考える。なぜなら『別章』の判断がつけばそれを手がかりとして撰述年時の推定が可能となるからである。そこで三カ所の『別章』の一々に検討を加えてその撰述年代を割り出してみたいと思う。まず第一に「六証一量」中の第四証「通撰大乘論十因証」に「別章」の名が見える。

又撰大乘為十義故説二乘。引撰不定性故。

通曰。此十因故為証不成。所以者何。此十因故説一乘。為引撰不定性三乘。趣入一乘故。具如梁撰論并別章説。

梁の『撰論』はさておき、『別章』に同内容が詳しく説かれてゐるというのであるから、最澄の他の著作にこれを求めてみる必要がある。内容は『撰大乘論』の十義（十因）によつて不定性を引撰して一乗とする三乗家の説に対して、定性

不定性の三乗をも引撰して悉く一乗に趣入すると説く一乗家の主張が具さに著わされているというのであるから、その箇所を求めることである。すると『守護国界章』に次の如き一文が見つかつてきた。

飢食者云。六摂論第十卷云。依十密意。法華會中仏説二乗。十密意者。頌曰。為引一類一類。及任持所余。由不定種性。諸仏説二乗。法無我解脫等故。性不同。得二意樂化。究竟説二乗。此十義中初一類顯為不定性二乗説二乗意。後一類顯為不定性一乗説一乗意。……

最初に「飢食者云」とあるから徳一の所論である。不定種性によつて諸仏は一乗を説くとしている点は『概要』と共通する。これに対して最澄は延々と徳一の誤りを論破していくのである。如上の部分は『守護章』下之下における「彈誑法者諒法華詞章第十二」の一文で、「七教二理」を論拠として、法華經を權教であると主張してやまない徳一を彈破する箇所である。その中の第六に、『摂論』の第十卷を引文して十の密意を述べ、一乗説は仏の密意の教であると判断する徳一の論断が上述部分である。これに対して最澄は「彈曰」と前置きして文献学的批判を加え、しかも中国の論主の意見を引き、

已定未定皆俱成仏。了義密義俱説二乗。豈謂雖説二乗而定性不成仏。故為密義上哉。

『通六九証破比量文』の撰述年時について（浅田）

として皆成仏の義を述べる。この部分こそが『通六九証文』における「如別章」に当てはまるものと云えよう。

次に第二の別章の典拠としては「九証一量」中の第七証「通大莊嚴論無性証」を承げることができる。

故知。莊嚴論無性証。不<sub>レ</sub>是法爾種性。其論所立五種無種性。約<sub>レ</sub>位所立故。不<sub>レ</sub>闕法爾兎角無故。具如別章。

『概要』に無種性を証する一文として「莊嚴論」の時辺・畢竟の二無涅槃法を掲げる。これを最澄は「約位立性」と解してこの説を退けようとする反論の最後部分が上述文である。即ち五種無種性が法爾種性によるものではなく「約位所立」であることを論証した箇所が「別章」にあると述べているのである。これを前回と同様に最澄の他の著作に求めると、やはり『守護章』下之下に聞經定性。約位無性。広説上章。

とあつて「約位無性」が『守護章』中に記されていることを指示している。それは下之上における「彈飢食者諒破一切有情皆悉成仏章第一」に当るものと考えられる。この一章は「悉皆成仏義」を否定する徳一の反論たる十五文の一つに最澄が論難を加えた部分で、各所に約位無性説が散説されているのである。例えば、第六論難において、

或經論中。説趣寂一乘及畢竟無性。終不成仏者。機根未熟故。説時未至故。約位各一故。終不成仏。非謂永永畢竟不

『通六九証破比量文』の撰述年時について（淺田）

レ成。餽食者當レ知。無レ厭捨レ故。趣寂ニ乘彼土聞レ經。壞ニ善根レ故。畢竟無性。続レ善成仏。……

無性とは機根未熟という「位」に約して論じる立場であるので今は不成仏であるが、永々畢竟じて不成仏というのではないとする最澄の意見である。これは同じく第八難において、最澄個人の憶説でないことを明す。

弥勒約レ障立ニ差別レ故。無著約レ位立ニ無種性レ故。

五性差別は「約障」であり、弥勒の主張である。反面「約位」説は無著の論であるという。そして第十三論難では次の如く断言する。

約レ位約障立ニ五乘性。非謂ニ始終永定差別。若言ニ始終永定立レ有性無性。有即定有。無即定無之義。自レ今以後諸宗学生分明當レ知。是經根性差別亦約レ障約レ位方便所説。是故一乘皆成約レ性約レ心真実所説。

すなわち約位約障が五種性の立場であり、約性約心が一切皆成の立場であることを明示した一文である。

ところで『通六九証文』における「不レ関ニ法爾兎角無」に關する『守護章』の見解を見ておく必要がある。これは第八論難において、徳一の「一切有情本來法爾として五種性差別あり」を批判して、

此亦不レ爾。法爾差別道理不レ妨ニ相遷レ故。性得之性。一人皆具。修得之性。或有或無。已堯未堯皆不レ同故。

二九二

と述べている文と、同じく第十一論難における涅槃經の

一切衆生都無ニ仏性。猶ニ如兎角。從ニ方便ニ生本無今有已有還無。當レ知。是人謗ニ仏法僧。

。衆生仏性非ニ有如ニ虛空。非ニ無如ニ兎角。何以故。虛空常故。兎角無故。是故得レ言ニ亦有亦無。有故破ニ兎角。無故破ニ虛空。如是説者不レ謗ニ三寶。

と記している「兎角無」との合成文を指すものと考えられる。よつてその意は、兎に角は本来無いが、それとは全く關係なく法爾として一切衆生に仏性が具有されている。ただそれが已に現われているか、未だ顕現していないかの相違である、と解釈することができる。

以上の關係文から、『通六九証文』の「五種無種性約位所立」にかかわる「別章」とは、『守護章』下之下における第一章を總體的に示しているものと見てよからう。

第三の「別章」については「九証一量」文中の第八証「通ニ勝鬘經中非法証」に記述されている。

通曰。其經所説人天善根者。不ニ但無性。亦有性共有故。其經意。未レ遇ニ三乘善知識一名ニ無聞非法レ故。復雖レ遇ニ善知識一作中善根。然遇ニ惡縁ニ離ニ善知識斷ニ善根。故云ニ離善知識無聞非法衆生ニ也。莊嚴論暫時無性四人。斷善根等故。當ニ是後義。無因者未レ遇ニ三乘善知識レ故。當ニ是前義。具如ニ別章。

この「別章」も『守護章』に求めることができる。下之上に

おける第一章(上述部分)の第十二論難である。ここには「未  
遇三乗善知識」等に関する衆生の四縁を説示している。<sup>(註)</sup>

- ① 諸仏等が無顛倒の道を説くに値わない衆生。
- ② たとえ値えたとしても顛倒して修学する衆生。
- ③ 無倒に修学しても懈怠して精進しない衆生。
- ④ 精進しても諸善根が成就しない衆生。

この四縁を無性の因とするか仮設の縁とするかで意見が分れる。最澄は後者をとり、四縁さえ具足すれば仏道を成ずることができると説く。そのことを暫時の無性で説明する。一方『守護章』下之中には「決三種性謬章第八」において暫時四人の無性について論じている。

又有不定失。為<sub>下</sub>如<sub>上</sub>畢竟無性撰<sub>三</sub>第五無性<sub>二</sub>故暫時四人不<sub>成</sub>成<sub>三</sub>仏道<sub>一</sub>。為<sub>下</sub>如<sub>上</sub>暫時無性撰<sub>三</sub>第五無性<sub>二</sub>故畢竟無性成<sub>成</sub>成<sub>三</sub>仏道<sub>一</sub>。

ここには徳一説のあいまいさを指摘しながら暫時無性成仏を説いている。この説が如上の四縁と合致して『通六九証文』の簡略文となるのであろう。よつて第三の『別章』も『守護章』を指示していると判断してよいわけである。

#### 四

以上、『通六九証文』の『別章』に関する三例を通覧してみると、いずれも『守護章』の内容と一致したことが判明したわけである。これにて『通六九証文』は『守護章』撰述以降の著述書であると判断することができよう。しかるに弘仁

『通六九証破比量文』の撰述年時について(浅 田)

十二年の『法華秀句』には『通六九証文』に対する徳一の反論書が記載されていることから、書物の往復期間と徳一の反論書撰述の期間とを勘案すると遅くとも弘仁十年頃には成立していたと見なくてはならない。しかるに『通六九証破比量文』の撰述時期は『守護章』の著わされた弘仁九年以降であり、しかも弘仁十年以前であると推定することが可能となる。

- 1 伝教大師全集(以下伝全と略称)三、七二。
  - 2 大正四三、六一二、a。
  - 3 伝全三、七一。
  - 4 伝全三、七二。
  - 5 『守護章』の構成と類似する。「最澄↓徳一↓最澄」。拙稿「徳一の中辺義撰述意図」仏教学研究三十一号。
  - 6 もし『遮異見章』に誤りなしとするならば本書は、『守護章』への反論の意味をも含んでいるので『通六九証文』の撰述を『守護章』直後と考えることも可能となる。田村晃祐「徳一の遮異見章について」印仏十八―二参照。
  - 7 卷八、八三。
  - 8 三一―八頁。
  - 9 『上古天台本門思想史』五二頁。
  - 10 伝全二、七二六―七二七。
  - 11 伝全二、六三九。
  - 12 伝全二、六四一。
  - 13 伝全二、七四一―七四二。
  - 14 伝全二、六六一。
  - 15 伝全二、五二一。
  - 16 伝全二、五二三。
  - 17 伝全二、五三三。
  - 18 伝全二、五二二。
  - 19 伝全二、五二六―五二七。
  - 20 伝全二、七四二。
  - 21 伝全二、五二八―五三三。
  - 22 伝全二、六〇〇。
- (龍谷大学講師)